

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和8年6月26日

金曜日

第5536号

目

次

告 示

○道路の位置の指定	1
○土地改良区の定款変更の認可	2
○知事管理漁獲可能量の変更	
○知事管理漁獲可能量の設定	3

公 告

○土地改良区の役員の退任	4
--------------	---

告 示

富山県告示第327号

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のように指定した。

令和8年6月26日

富山県知事 新 田 八 朗

道路番号	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の位置		指定年月日
			始点の地名地番	終点の地名地番	
1	6.00	53.60	黒部市牧野774番2	黒部市牧野774番1	令和8年 4月28日
2	6.00	94.30	中新川郡立山町 草野215番	中新川郡立山町 草野102番3	令和8年 4月28日
3	6.00	48.24	魚津市吉島1005 番2	魚津市吉島1005 番2	令和8年 6月9日
4	6.00	42.75	黒部市沓掛856番1	黒部市沓掛856番1	令和8年 6月11日

富山県告示第328号

土地改良区の定款変更の認可について

広田用水土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、令和 8 年 6 月16日認可した。

令和 8 年 6 月26日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第329号

知事管理漁獲可能量の変更について

以下の特定水産資源に関する令和 8 管理年度の知事管理漁獲可能量を令和 8 年 6 月10日付けで以下のとおり変更したので、漁業法第16条第 5 項において準用する第 4 項の規定により公表する。

令和 8 年 6 月26日

富山県知事 新 田 八 朗

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 8 管理年度（令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで）における知事管理漁獲可能量は、次のとおり変更する。

第 1 くろまぐろ（小型魚）**1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量**

123.9トン

2 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県氷見漁業協同組合（定置漁業）	75.48トン
富山県新湊漁業協同組合（定置漁業）	32.52トン
富山県とやま市漁業協同組合（定置漁業）	5.18トン
富山県魚津漁業協同組合（定置漁業）	4.58トン
富山県その他漁業協同組合（定置漁業）	1.54トン

富山県その他漁業	4.60 トン
----------	---------

第 2 くろまぐろ（大型魚）

1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量

41.2 トン

2 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県氷見漁業協同組合（定置漁業）	22.13 トン
富山県新湊漁業協同組合（定置漁業）	7.93 トン
富山県その他漁業協同組合（定置漁業）	6.14 トン
富山県その他漁業	5.00 トン

富山県告示第330号

知事管理漁獲可能量の設定について

漁業法（昭和24年法律第 267号）第16条第 1 項の規定に基づき、以下の特定水産資源に関する令和 8 管理年度の同項に掲げる数量を令和 8 年 6 月18日付けで以下の通り定めたので、同条第 4 項の規定により公表する。

令和 8 年 6 月26日

富山県知事 新 田 八 朗

まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに日本海系群 A 海域並びにまだら本州日本海北部系群に関する令和 8 管理年度（令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月30 日まで）における漁業法第16条第 1 項に掲げる数量は、次のとおりとする。

第 1 まさば及びごまさば対馬暖流系群

1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量

現行水準

2 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
--------	-----------

